

令和元年度の

区長さんを紹介します

町民のみなさんと行政のパイプ役としてご尽力いただき、令和元年度各行政区の区長・区長代理さんが決まり、4月24日に開かれた区長会の初会議の席で、町長から委嘱状が手渡されました。

新しい区長・区長代理さんと区長会の会長・副会長さんは次のとおりです。1年間どうぞよろしくお願ひします。

問合せ＝総務課 総務係 ☎76・1115

会長	岡田 和己 (中里)
副会長	柳沢 章 (関) 鈴木 延夫 (湯柘)

行政区名	区長氏名	区長代理氏名
根木	三澤 隆司	橋本 英和
関	柳沢 章	町田 喜一・長谷川 真司
南阿那志	平野 鉄次	山崎 進・柳沢 秀明
北阿那志	田島 省二	田島 政利
小茂田	田熊 邦彦	中村 猛 茂木 清一
下児玉	中澤 啓二	大芝 修
北十条	上山 隆	岡部 正美
南十条	津谷 俊次	斉藤 茂
沼上	小暮 健一	堀越 茂・福島 勝久
広木	鈴木 峯一	林 郁夫・小林 勝
駒衣	丸山 浩	小林 実・俣田 富夫
木部	古川 幸三	小暮 明彦
古郡	飯島 康則	田沼 弘行
甘粕	野口 正美	池田 政喜・岡崎 正
中里	岡田 和己	松木 治郎
湯柘	鈴木 延夫	関口 勝己
野中	栗原 裕	中島 敏典
小栗	久保田 中	小谷野 猛
猪俣	ト部 利平	ト部 敦夫
湯本	石川 正樹	富沢 光男
大仏	高橋 務	清水 仁
白石	上田 善久	原 三智男
円良田	相馬 累司	小林 信

くらしの110番

消費生活相談Q&A

きれいになりたい…でも契約、施術の前によく考えて!!



【事例1】

部分脱毛を希望し、エステ店に行ったところ、「現在、全身脱毛の無料体験キャンペーン中で、体験当日に契約すると1年間24回コースで60万円する施術が半額で受けられさらに保湿化粧品もプレゼントする」と勧誘され、その場でクレジット分割払いの契約をした。帰宅後によく考えたら、多忙で毎月2回は通えず、月々の支払いもきびしいので解約したい。

【事例2】

「肌がつるつるになる」「永久保証」という広告を見て、エステ店に行き、2年間35万円の光脱毛の全身コースを契約した。1回目の施術は「手首から肘」であったが、施術の翌日、脱毛箇所全体に発疹と強いかゆみが出た。皮膚科を受診したら、「光脱毛が原因で、痕が一生残るかもしれない」と言われた。エステ店に解約を申し出たら、10万円の解約料を請求された。納得がいかない。

街で勧誘されたり、情報誌やインターネット、電車内のキャンペーン広告を見たりとエステティックサロンに行ったきっかけはさまざまですが、「無料体験だけのつもりが、お得なサービスを説明され、その場で高額な契約をしてし

まった「脱毛等の施術を受けたところ、やけどや炎症などの皮膚トラブルが生じた」といったエステサービスに関する相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ① エステサービスの大半は、長期間継続して受けるサービスであり、高額な契約となることが多くみられます。広告やホームページの情報だけをうのみにせず、サービスの効果やリスクについての説明を求め、自分にとって必要な施術なのか、支払い可能な金額であるかなどを慎重かつ冷静に、よく検討してから契約するようにしましょう。
- ② 施術後、皮膚トラブルが発生した場合は、エステ店に申し出るとともに、必要に応じてすぐに医療機関を受診しましょう。
- ③ 契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が1か月を超えるエステティック、脱毛など一定の美容医療の契約は、特定商取引法に定める特定継続的役務提供に該当し、契約書面を受領した日を含めて8日間はクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても法律で決められた解約料を支払えば、中途解約をすることができます。困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

困ったときの相談窓口は…

消費者ホットライン ☎188 (188をダイヤルすると覚えてください)
消費生活支援センター 熊谷 ☎048・524・0999
役場『消費生活相談窓口』 ☎76・5133 (農林商工課内)



命の助け方に関する講習会 普通救命講習会を開催します

■実施日時＝

普通救命講習Ⅰ (公募実施分)
5月11日(土)、6月15日(土)、7月13日(土)、8月17日(土) 午前9時～

普通救命講習Ⅱ (公募実施分)
9月14日(土) 午前9時～

※上記日程以外の普通救命講習Ⅰ・Ⅱ、普通救命講習Ⅲ、上級救命講習、救命入門コースは団体での申込みにより、児玉郡市広域消防本部などで開催可能です。

■実施場所＝児玉郡市広域消防本部 多目的ホール

■対象＝児玉郡市内在住、在勤または在学する中学生以上のかた

- 講習は、1週間前まで随時受付し、定員(30名)になり次第締め切ります。(7名未満の時は、実施を見送ることがあります。)
- 団体申込は、実施希望日の2週間前までに事前連絡をお願いします。
- 受講申請書は、消防本部警防課および中央消防署で配付、または組合ホームページからダウンロードできます。

講習区分	主な内容
普通救命講習Ⅰ (3時間) 個人・団体可	・心肺蘇生法 (AEDの使用法を含む。) ・大出血時の止血法 ・気道異物除去法
普通救命講習Ⅱ (4時間) 個人・団体可	・普通救命講習Ⅰの内容 ・座学・実技の効果測定
普通救命講習Ⅲ (3時間) 団体のみ	・小児・乳児・新生児に対する応急手当
上級救命講習 (8時間) 団体のみ	・普通救命講習Ⅰ～Ⅲの内容 ・傷病者管理法等
救命入門コース (45分・90分) 団体のみ	・基本的な心肺蘇生法 ・AEDの使用法

■問合せ・申込み＝

消防本部 警防課 ☎24-8391 (午前8時～午後5時15分 土日祝日を除く)
中央消防署 救急係 ☎24-8395 (上記以外の時間帯)

みさと文芸

俳句と短歌を募集中! 毎月5日までに総合政策課へお届けください

短歌

ありがたきもの水空気時と人生かされ癒され育まれ 丸山 好子

渋滞の橋上の彼方にスカイツリー暮れる都会の水色佳し 中里 合江

啓蟄にへびもとかげもそのそと虫がゾロゾロ野菜害あり 清水ミヨ子

石佛のひざに置かれた野の花に黄羽の蝶来てひらりと遊ぶ 須賀 茂子

野萱草はおひたしに路とクコの芽蓬は天ぶら春を喰う 原 武久

梅の花道行く人に我見えて言わぬばかりに香り豊かに 小林カツ子

芽ぶき時山のささやき聞こえ来る朧月夜に夢ふくらみて 福島恵美子

明治より平成生きた祖母逝きて九年目の春「令和」始まる 原田 淳子

年とりて出会い別れの春が来た落ち込みは敵進化を目指せ 有馬 康博

贈るペン貴女を案じ待つ母に便りつづりし近況知らせて 有馬 千代

俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先、ふりがな等を必ず明記してください。

ワンポイント手話講座 194

～牛～

両手の親指と人差し指で頭に「角」を表わす



(出典：わたしたちの手話(3) / (一財)全日本ろうあ連盟発行)